

別 紙

日置市文化施設条例の一部を改正する条例

日置市文化施設条例（平成17年日置市条例第91号）の一部を次のように改正す

別表を次のように改める。

別表（第7条、18条関係）

（単位：円）

区分		使用時間		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	冷暖房料 1時間 につき	
日置市東市来文化交流センター	こけけホール	入場料を徴収しない場合									2,610
		平日	10,260	15,400	20,530	24,610	34,880	44,100			
		休日等	12,250	18,430	24,610	29,540	41,800	52,900			
		入場料を徴収する（これに準ずる）場合									2,610
		平日	17,390	26,080	34,880	41,800	59,300	74,900			
		休日等	20,850	31,210	41,800	50,070	71,130	89,880			
	ホワイエ		(ホールの利用者が同時に使用して物品の展示、販売等を行う場合に限る。)							3,300	400
	楽屋	1号室								550	250
		2号室								550	250
		3号室								550	250
シャワー室		1回につき1室							550		
附属設備及び備品		1回1点につき 11,000以内で教育委員会規則で定める額（別表 第4条関係）									

区分		使用時間		8:30 ～ 13:00	13:00 ～ 17:00	17:00 ～ 22:00	冷暖房料 1時間 につき	
多目的ホール	入場料を徴収しない場合							220
	平日	3,350		3,350	5,450			
	土・日曜日・休日	4,080		4,080	6,600			
	入場料を徴収する（これに準ずる）場合							410
	平日	6,700		6,700	10,900			
	土・日曜日・休日	8,170		8,170	13,200			
和室		550		550	1,100		110	
工作室		550		550	1,100		110	
調理室		550		550	1,100		110	
大会議室		770		770	1,540		110	
小会議室		550		550	1,100		110	
パソコン室		550		550	1,100		110	
保育室		550		550	1,100		110	
陶芸用電気窯		素焼又は本焼1回につき					2,750	

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 休日等とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 使用者が入場料を徴収する場合において、これに準ずる場合とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 会費を徴収して入場させる場合
 - (2) 会員制度により会員を招待して入場させる場合
 - (3) 商品等の売上高により招待券(名目のいかんにかかわらず、これに類する(4) 入場整理料等の名目で料金を徴収する場合
- 4 舞台練習(こけけホールを使用する場合に限る)のため、舞台面のみを使用する場合の使用料は、この表により算定した額に、100分の20を乗じて得た額と
- 5 使用許可の変更許可を受けて使用時間を延長する場合の使用料は、次に掲げ
 - (1) 午後0時から午後1時までの場合 午前9時から午前12時までの使用料の額
 - (2) 午後5時から午後6時までの場合 午後1時から午後5時までの使用料の額
- 6 舞台準備、舞台練習等のため、開館時間以外の時間において舞台面のみを使

附則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

日置市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則

日置市文化施設条例施行規則（平成17年日置市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

（単位：円）

	設備等の名称	単位	使用料	備 考
舞台大小道具	所作台	1式	3,140	伊集院文化会館のみ
	花道用所作台	1式	520	〃
	松羽目	1式	1,050	〃
	金屏風	1双	1,050	
	紗幕	1張	830	伊集院文化会館
	地がすり	1枚	520	東市来文化交流センターのみ
	緋毛せん	1枚	110	
	長座布団	1枚	110	
	高座用座布団	1枚	50	
	上敷	1枚	110	
	平台	1枚	110	
	箱足	1式	110	
	開き足	1式	110	
	木支木・金支木・人形立	1式	220	伊集院文化会館
	雪かご	1式	110	〃
	演台	1台	410	
	司会者台	1台	220	
	大太鼓	1台	520	伊集院文化会館のみ
	指揮者台	1台	220	
	指揮者用譜面台	1台	110	
	演奏者用譜面台	1台	50	
	演奏者用椅子	1式	520	東市来文化交流センターのみ
	コントラバス用椅子	1脚	110	
	ピアノ（スタインウェイ）	1台	11,000	
	ピアノ（カワイ）	1台	5,230	伊集院文化会館のみ
	ピアノ（カワイ アップライト）	1台	2,100	〃（リハーサル室）
音響反射板	1式	3,140		
音響関係器具	拡声装置	1式	1,570	マイク2本含む。
	マイクロホン	1本	520	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	730	
	エレベーターマイク装置	1式	730	伊集院文化会館のみ
	カセットデッキ	1台	520	
	CDプレーヤー	1台	520	
	MDプレーヤー	1台	520	
照明関係器具	フットライト	1列	520	伊集院文化会館のみ
	花道フットライト	1式	220	〃
	ボーダーライト	1列	520	
	サスペンションライト	1列	1,050	
	サイドフロントライト	1列	1,050	上手下手で1列
	シーリングライト	1列	1,050	
	アッパー水平ライト	1列	630	
	ローア水平ライト	1列	520	
	ピンスポットライト	1台	730	
	効果器	1台	520	
	スポットライト（1kw）	1台	220	
	スポットライト（0.5kw）	1台	110	
	持込器具	1kw	220	
	映写設備	プロジェクター	1台	1,570
スクリーン		1張	1,050	

附 則
この規則は、平成31年10月1日から施行する。